

会 議 結 果 報 告 書

令和2年11月13日

会議の名称	志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会
開催日時	令和2年11月13日（金） 14時00分～16時00分
開催場所	志木市役所仮庁舎3階 会議室3・4
出席委員	大村相哲会長、園田真見子副会長、清水賢三委員、田中源雄委員 木下里美委員、近藤豊委員委員、関根正男委員 (計 7人)
欠席委員	菊原英之委員 (計 1人)
説明員職氏名	小日向啓和環境推進課長、市原史也主任 (株)環境総合研究所 寺山雄一 (計 3人)
議題	会長あいさつ 議題 (1) 志木市災害廃棄物処理計画について (2) その他
結果	志木市災害廃棄物処理計画（修正案）について事務局より概要を説明し、本編全体について審議会委員の皆様より意見を頂戴した。頂戴した意見を（修正案）に反映させる。
事務局職員	村山修市民生活部長、小日向啓和環境推進課長、市原史也主任、田中裕也主事補 (株)環境総合研究所 寺山雄一、藤本優 (計 6人)
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
<p>1. 開 会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 志木市災害廃棄物処理計画（素案）について 事務局より、修正した計画素案について説明。</p> <p>(2) その他</p> <p>【審議内容】</p> <p>委 員：・第1章3頁の下から4行目の「担当部所」は「担当部署」ではないのか。</p>	

事務局：・「担当部所」は誤りであり、「担当部署」に修正する。会長：・5頁の対象とする廃棄物の種類の表について、災害時であっても産業廃棄物は災害廃棄物の対象外となる。有事の際に対象となるか否かで混乱を招くため、対象とならない産業廃棄物も明記した方が良いのではないかと。

委員：・倒壊等で分別が不可能になってしまうため難しいのではないかと。

会長：・災害でない時でも市の処理場で分けている。

委員：・普段は分けていても倒壊の際に建物などと一緒に崩れてしまった場合、難しいのではないかと。

会長：・計画の段階では、産業廃棄物は持ち込めない、家庭からの災害廃棄物と混合しない旨を掲載するに留める。

事務局：・火災ゴミでも同じだが、事業を行っている建物で倒壊等が起きた場合、どこまでが産業廃棄物でどこまでが一般廃棄物か区別がつかないのではないかと、水で流されてしまった場合、混ざってしまい区別がつかないのではないかと問題については計画の策定途中で出た。

・計画の方では区別がつかないものという判断をして、判別可能なものだけを表記した。

事務局：・今までの災害では混ぜてしまっていることが多い。

事務局：・53頁の⑦その他に記載した「便乗ごみ」が該当するが、産業廃棄物を持ち込んできてしまうことは現実的にはあり得る。その場合、判別をつけられる範囲で判断してもらうしかないと考えている。例えば、仮置場に配置する受付職員等に廃棄物の種類を判断してもらう方法がある。

会長：・実際に他の災害現場では引き取るか否かのやり取りはあるのか。

委員：・あると考える。現場で判断していると推測される。

委員：・計画の段階では書けないということによいか。

事務局：・判断できないため、判断できるものだけを掲載した。

委員：・できないものはどうするのか。

事務局：・災害ごみとして扱うものだけを掲載し、それ以外は掲載していない。

会長：・計画に掲載していないゴミについてはケースバイケースで判別するということがか。

事務局：・ケースバイケースで対応する。

委員：・原則として災害ごみと認めるものだけを記載し、例外的なゴミについては現場判断を行うという解釈でよろしいかと。

・実際の災害時には判別が難しいごみが生じると推測されるため、あいまいにしておく必要があると考える。

会長：・明確に判別してしまうと混乱が生じてしまうと理解した。

事務局：・分別できるもののほか、判別が難しいごみも受け入れる方針とし、判別できる

ものは適正に分別することとする。

委員：・第2章について、内容は非常に良い。

- ・文中で図表を示す際に、“前掲”と“図”の区切りが分かりにくく“前掲図”2-6のように読んでしまう。図の前に「 」をつけるかページ数を記載してから図表番号を示すのが分かりやすいのではないか。

事務局：・「 」を用いた表記に修正する。

会長：・第3章について、災害時の仮設トイレは浄化槽に直接落とすマンホールトイレが適していると考ええる。

- ・東日本大震災が起きた時に、避難所がパニックになった際に仮設住宅に浄化槽を造って対応した事例や、浄化槽は災害後も被害を受けていないものが多かったという調査結果がある。
- ・したがって災害に強いトイレは浄化槽であり、特に避難所に関しては浄化槽の設置を見直すべきだと考える。
- ・資料1にあるように、市内には合併浄化槽を設置している学校が4つあるが、災害時を想定して設置しているわけではない。
- ・建築基準法では下水道に設置してほしいという趣旨だと思うが、富山県では災害時を想定して法律の緩和を求める記事が掲載されていた。
- ・志木市においても避難所に浄化槽の設置を検討することを記載してほしい。

委員：・国の法令の問題があると思うが、市の災害対策として市街化区域に浄化槽設置を促すことは審議会意見として賛成する。

委員：・新潟地震のときに避難所のトイレが満杯になり、自治会長に苦情が来たことがあり、隣の空き地に穴を掘って仮設トイレをつくるのはどうかという意見があった。

- ・実際に災害が起きたら浄化槽がなくても穴を掘るなどの排泄物を処理しようとする知恵が出てくるだろう。
- ・法律や資金面での問題もあるため、市街化調整区域内で事前に浄化槽を造る必要はないのではないか。

会長：・トイレが不安で飲食を我慢してしまうことや、ストレスの要因となり体調を崩してしまう可能性もあるため、トイレ問題や対処についての問題提起は行いたい。

委員：・過去の災害時の報告書等で避難所におけるトイレ処理をどのように対応したのか分かるのであれば、記載したらどうだろうか

会長：・検討の余地があるといった言い回しができないかと思うが、何か意見はあるか。

委員：・公衆トイレのように掃除や管理をしてくれる人がいないため、衛生面が心配である。

- 委員：・実際の災害のときには避難所に多くの人が集まり、男女やペットを飼育している人と分けるなど様々な問題が生じてしまうため、衛生面のことなど考えられないのではないだろうか。
- 委員：・赤痢など病気になってしまうなどの危険性もあるのではないかと。
・これまでの災害では病気の問題が出ているわけではないため大丈夫だとは思いますが心配である。
- 委員：・病気の発生等は公表されていないだけではないのか。
- 事務局：・第3章は平常時からの準備についての内容であるため、仮設トイレの項で今後の課題として扱う。
・防災観点の方に投げかけるように記載をする。
- 会長：・合併浄化槽の合併という言葉はし尿だけではなく生ゴミなど生活排水全てを分解できる。
- 委員：・それは理想論であり、費用もかかる。浄化槽の設置は現実的に不可能だと考える。
- 会長：・壊さずに現存する浄化槽を利用する考えもある。
- 委員：・それは浄化槽を所持する人の権利であり、無理である。
- 会長：・国でも、老朽化した浄化槽を下水につなぐのではなく、新しい浄化槽を建てるなどの浄化槽を残す動きがある。
・課題として検討する。
- 委員：・第4章について、災害が発生した際のゴミの仮置場について、志木地区衛生組合が野球場のような大きな土地を持っているが、活用するのか。
- 事務局：・活用するが、水害の際は水没してしまうため利用できない。
- 委員：・水害でも少し高くなっている為、水が引いた後に仮置場に最適だと考える。周りに家もなく、3年間のごみにも耐えられるのではないかと。
- 事務局：・しかし、土地は3市のものであり志木市だけのものではない。
- 委員：・志木市がもっている土地は現在使用していないため、災害時に活用できるのではないかと。
- 事務局：・衛生組合と事前に協議して検討する。
・公園等の面積の情報もある。
- 委員：・地震でも使用できて水害でも水が引いた後は使用可能である。さらに周辺に人家もなく最適なのではないかと。
- 事務局：・現在の利用状況や協定の締結などは不明なため、衛生組合と確認、協議を行う。
- 委員：・災害が前提の為、小中学校を利用するよりも優先すべき場所だと考える。
・協定が結ばれていたとしても利用する際に金銭の授受はないため、計画に導入して使用できるようにするべきだと考える。

事務局：・検討する。

委員：・前回、志木市はごみを置く場所がないという話があったが、それだけ広い土地があるのであれば十分なのではないか。

委員：・一応入口の部分がある。10tトラックも入ることができるのではないか。

事務局：・工事で大型トラックは入っていた。

委員：・志木地区衛生組合の管理下にあるものであり、組合で廃棄物を処分するのであれば理屈としては合っているのではないか。

・仮置場は組合だけでなく市町村の協力がなければ管理できないため、確認が必要である。

事務局：・衛生組合で処分できないため仮置きするという理屈でもあるため、衛生組合と協議する。

委員：・学校の校庭を仮置場といて利用するのは問題である。

事務局：・学校の校庭は仮置場として想定していない。

委員：・どこを想定しているのか。

事務局：・学校は避難所になってしまうため、公園を想定している。

委員：・公園だとすると、1万平方メートルの面積がある公園はあるのか。

事務局：・秋ヶ瀬運動公園となる。

委員：・市街化区域内では、仮置場を分散させる方法は考えられるが、一括で1万平方メートルを確保するのは難しい。

事務局：・資料編で候補地と面積を記載することを検討する。

委員：・志木地区では仮置場を確保できないため、災害時に利用できる土地を計画に記録として残すのが良いのではないか。

事務局：・資料編で災害の種類によって利用可能かどうかを表で確認できるように記載する。

委員：・計画そのものが絵に描いた餅のように思えてしまう。具体的に災害時を想定した内容が乏しく思える。

委員：・同意である。いざとなればこの計画が教科書となるべきである。

・災害時に志木市としてどこまで自己処理できるかを明記した方が良いと感じた。

委員：・志木市内に、生産緑地がある。生産緑地の所有者に災害時の利用許可をとるなど、市として考えるべきである。

委員：・防災協力農地として指定した事例もある。農地なども災害時に利用できるように地主に協力を求めることを記すべきである。

委員：・現在、生産緑地はほとんど残っていない。現存する生産緑地が災害時に活用できることを明記するべきである。

会長：・生産緑地等の利用に関する意見があり、記載できる部分があれば導入するとい

うことによろしいか。

委員：・生産緑地の活用は避難所として考えられるが、仮置場としての利用は難しいのではないか。

事務局：・災害廃棄物の仮置場については元に戻すのが困難であるため、国も推奨していない。

・他市の計画でも仮置場の限定的な指定はしていない。将来的にその土地が災害廃棄物の仮置場になると明記してしまうと、土地価格や評価も下がってしまう。そのため公園を想定した。

・資料編に候補地の記載を行う。

会長：・第5章について、地震編と風水害編に分けるのは妥当であるか。

委員：・災害の種類によって廃棄物の種類や状態、土砂等の処分方法が変わってくるので、分けた方が良いと考える。

会長：・ページ数が増えるデメリットはあるが、ピンポイントで対応可能である。

委員：・内容が重複してしまう部分はあると思うが、適宜対応しながら分けることができたのは良いと考える。

事務局：・地震編と風水害編で分けることに決定する。

委員：・直近で地震が来て本庁舎の建物がつぶれた場合、どこに対策本部が設置されるのか。

事務局：本庁舎の建物が使用できない場合、いろは遊学館が災害対策本部となる。

【審議結果】

仮置き場については資料編に公園等の面積の一覧を載せることにとどめる。また、風水害で×になっている河川敷等の場所については欄外に水が引けば使用可能となる旨を表記することとする。

(2) その他

今後の日程について、事務局より説明。

【説明内容】

事務局：・今後のスケジュールとして、今回の会議でいただいた意見をもとに修正した11月18日水曜日に郵送または自宅に持参する。

・別途気づいた点があれば11月25日水曜日までに事務局まで連絡を求める。

・意見を反映したものは審議会としての計画素案答申案として11月27日までに郵送または直接持参する。

・12月4日金曜日に大村会長より香川市長へ答申を行う。

・答申後庁内関係課では内容の調整を行い、修正がある場合はご了承願う。

・1月にパブリックコメントを行う予定である。

委員：・前回でも申し上げたが、レジ袋の有料化について、コロナウイルスによる影響でゴミが増えているのだろうか。

事務局：・衛生組合からは増えていると聞いているが、具体的な数値についてはまだ把握していないため、後日公表する。

会長：・災害非常用トイレを持参したため、その他の議題で伝えようとしていたが、時間がないため閉会后にデモンストレーションを行う。

委員：・レジ袋有料化は、有料化以降の現状はどうなっているか。風呂敷が見直されているという話も聞いた。全国的にレジ袋の使用は減っているが、一方で万引きが増えているとも聞いている。

会長：・廃棄物減量の部分で入れる部分と万引き等廃棄物ではない部分は分けて議論しなければならない。今後の審議会の中で議題とするのであれば、準備した上で審議事項とする。

事務局：・7月に有料化になったため、まだ精細調査も行っておらず、結果データも出ていない。調査する場合、企業の方に調査することとなるが、集計は市でも把握していない。今後、廃棄物の審議会を継続的に行っていく中で議題にしたい。

6. 閉会

以 上